

善意銀行+ 赤い羽根共同募金

地域の福祉活動のため、助成先を公募します！！

助成対象が拡大します！



兵庫県共同募金会マスコット
「あかはねちゃん」

明石市社会福祉協議会

令和7年度公募配分事業

対象事業

令和7年度実施予定事業

申請期間

令和6年11月1日(金)～令和7年1月10日(金)

助成金額

【A】事業に対する配分(他団体と協力) … 30万円 } 1割の自己資金が
【B】事業に対する配分(自団体のみ) … 20万円 } 必要

具体例:集いの場や居場所づくり、見守り活動、住民や他団体との交流事業 等

助成対象

【対象事業】

つながりづくりや支え合い活動に結び付く事業、新たに実施する福祉事業、既存事業の拡大等

※社会福祉法人等の申請については、本来事業と明確に区分されている地域福祉活動の場合は申請可

新たな対象

- ・新たな活動を展開するための社会調査
- ・制度で対応できない困りごとに対する生活支援
- ・自助グループの立上げ・運営支援

一対象費用一

消耗品費・印刷費・通信費・保険料・修繕費・交通費・外部講師等への謝金

※備品購入については、事業に必須と認められる場合にのみ申請可能(詳細は裏面に記載)

スケジュール

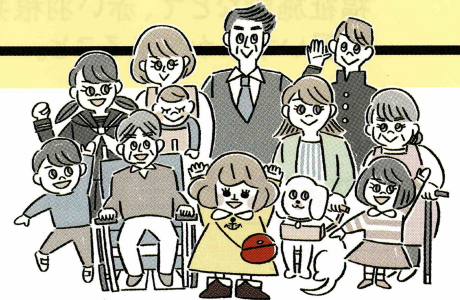
募金等配分検討委員会による審査を行います。

※必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を実施します。審査の結果、不採択や減額となる可能性もあります。

問合せ先

明石市共同募金委員会(明石市社会福祉協議会内)

明石市貴崎1丁目5番13号 明石市立総合福祉センター ☎078-924-9105



申請書類

◎下記の書類を揃えて、明石市社会福祉協議会事務局へご持参ください。

- ①公募配分事業申請書(本会所定の様式)
- ②団体の定款・会則・規則等
- ③名簿(役員または団体の構成員) ※住所等の個人情報~~を消した~~もの
- ④団体の会報・パンフレット・リーフレット・ちらし等
- ⑤団体の令和5年度事業報告書及び決算書
- ⑥団体の令和6年度事業計画書及び予算書
- ⑦申請内容が分かる資料(申請事業予算内訳書・見積書・ちらし等) ※A4片面 4枚以下
- ⑧自治会館またはこれに類する建物において使用する備品等の申請が含まれる場合、福祉活動(サロン、ふれあい会食等)を実施していることが分かる資料

申請書は「明石市社会福祉協議会」ホームページよりダウンロードできます。

対象団体

明石市内を活動場所とし、地域に貢献しているボランティア団体・福祉活動団体・自治会・町内会・福祉施設などで、赤い羽根共同募金運動に参加している団体 または 明石市社会福祉協議会の会員いずれかであること。

対象外と注意点

【対象外】

- ①2年連続しての申請
- ②実施済みの事業
- ③備品購入のみの申請
- ④複数団体による同一事業の申請
- ⑤自団体等の活動者に対する飲食費・内部謝礼・旅費交通費 等
- ⑥原則として、団体の人件費
- ⑦領収証等により内容の確認ができない経費
- ⑧その他、募金及び寄付金の趣旨に添わない経費並びに本会が対象外と認めた経費
- ⑨営利を目的とする事業、行政委託事業、介護保険事業、政治的・宗教的事業、自団体構成員等の互助共済事業、その他適当と認められない事業

【備品購入について】

- ①備品購入単独での申請は不可とする。事業に不可欠と認められる場合に限り、申請を受け付ける。
- ②パソコン等、電子機器の申請については、設置する場所が公の施設であり、かつ年間を通じて住民等が使用可能な場合に限り申請を認める(個人宅に設置するものについては不可とする)。
- ③自治会館またはこれに類する建物において使用する備品購入等についての申請は、福祉活動(サロン、ふれあい会食等)を行っていることを条件とする。

※善意銀行・赤い羽根共同募金による助成事業は、市民の皆さまの善意で成り立っています。

寄付者の理解が得られるよう、交付が決定された場合は、配分金を受けて実施した事業であることを必ず周知することを承諾のうえ、申請をお願いいたします。

(例：備品への印字やステッカーの貼付、広報紙や案内状への記載 等)